

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

平成30年6月15日

人権・同和対策課

平成29年度の人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について、以下のとおり報告します。
（「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」を含みます。）

※人権尊重の社会づくり相談ネットワークは人権問題を救済する観点から、平成21年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正（第6条に新たに規定）し、県内3カ所に相談窓口を設け運用している。

（参考）「鳥取県人権尊重の社会づくり条例第6条第1項」

知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者への支援を行うための窓口をいう。）を設置する。

「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月）第4条第2項」

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（平成29年9月）第13条第1項」

県は、障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がいを理由とする差別につき相談に応じるとともに、相談をした者への支援を行うための窓口（障がい者差別解消相談支援センター）を設置する。

1 相談件数・・・518件（対前年度比144.7%：前年度358件）（詳細は参考のとおり）

相談件数（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

① 受付機関別

	H28	H29
人権局	139	235
中部振興局	36	55
西部振興局	183	228
計	358	518

② 相談形態別

	H28	H29
面接	115	142
電話	192	319
封書等	51	57
計	358	518

2 専門相談員の相談事例

専門相談員が行った相談事例はありません。（平成28年度 事例なし）

3 こどもいじめ人権相談

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日に人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応している。

(1) 設置箇所：県庁人権局

(2) 電話相談：24時間対応、メール相談：24時間受付（独立した電話回線、メールアドレスで運用）

(3) 相談件数：48件（前年度59件 人権相談件数の内数）

(4) 対応事例

①相談内容の傾聴に努め、問題が円滑に解決するよう学校との話し合いの状況を、逐次、確認しながら助言を行った。

②学校及び教育委員会と話し合いをしているが、思うように進展しないと相談があったため、相談者の支援のため話し合いに同席し、調整を図った。

相談事例及び相談内容

1 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進	同和	インターネット上に相談者の名前と住所（同和地区であるとの記載）がされており、削除してほしいとの相談に対し、削除方法を教示したところ、インターネットに詳しくないということであり、相談者からの要望により、県関係課、地元自治体に連絡し、法務局への削除要請を依頼した。
	障がい	聴覚障がい者の方が講習会での手話通訳派遣を希望したところ、心無い対応で断られたとの相談に対し、県障がい福祉課及び主催団体の関係課に連絡し、対応の改善を依頼した。
② 第三者として当事者に伝達 相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進	障がい	スーパーマーケットで身体障がい者の方に暴言を吐いていた従業員がいたので注意してほしい、地元の自治体にもお願いしたが変わっていないように思う、との相談に対し、当該店舗の責任者に伝達し、善処を求めた。
	労働者	事実無根の中傷により侮辱され、名誉を毀損され、企業も相談に乗ってくれないとの相談に対し、当事者ではないが企業内の仲介者となっていたただけの方に伝達を行うとともに助言を行った。
③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進	障がい	通所している作業所でのトラブルについての相談に対し、住所地に近い場所での面談を提案し、併せて福祉担当職員の同席のもと具体的な解決策について検討した。相談者が自主的に解決できるよう道筋をつけ、事後のサポートを約束した。
	労働者	雇用継続（年度更新）はできないとの通告を受けたが、その前に突然、目的も告げることなく面談が行われ、犯罪者に対する警察の取り調べのような扱いを受けたとの相談に対し、当事者間の話し合いを設定し、同席の上、相互理解を促し、解決を図った。
④ 必要な情報の提供 問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供	女性	元夫の暴力、暴言に苦しみ、その幻聴やフラッシュバックに悩んでいるとの相談に対し、県の心と女性の相談窓口の情報を提供した。
	高齢者	施設入所の義姉（亡兄の妻）の親族から、義姉の死亡時の葬儀を執り行ってほしいといわれているが、そのような義務はあるか、もしそうなら葬儀を低額で行う方法はないか、との相談に対し、親族でよく相談することの重要性とともに、社会福祉協議会等の制度の活用等の情報提供を行った。

2 人権相談窓口における相談の状況について

(1) 相談件数（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

① 受付機関別

	H28	H29
人権局	139	235
中部振興局	36	55
西部振興局	183	228
計	358	518

②相談形態別

	H28	H29
面接	115	142
電話	192	319
封書等	51	57
計	358	518

(2) 相談内容

① 分野別

	同和 問題	外国人	障がい	障がい細分（複数計上）					子ども	女性
				身体	知的	精神	発達	不明		
H28	3	0	172	15	14	103	47	1	101	15
H29	3	0	316	17	15	225	60	3	129	11

	高齢者	労働者	疾病	その他	計
H28	29	28	74	82	504
H29	12	72	111	106	760

※相談内容により複数の分野に計上

②行為類型別

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労		虐待					サー ビス 提供	就学
				(募集 採用)	(左 以外)	(身 体的)	(心 理的)	(性 的)	(経 済的)	(ネガ ティブ)		
H28	3	0	0	13	23	16	19	0	5	2	134	45
H29	2	0	4	84	70	5	20	0	2	5	134	56

	プ ライ バー	居住・生 活の安全	報道 被害	誹謗 中傷	嫌が らせ	いじ め	セク ハラ	性 暴力	結婚 差別	賃貸 拒否	その 他	計
H28	5	117	0	28	106	48	0	0	1	0	83	648
H29	3	192	2	41	157	46	2	2	0	5	115	947

※相談内容により複数の行為類型に計上

(3) 相談窓口の対応状況

	情報提 供・助言	他機関（県の 機関）紹介	他機関（県以 外）紹介	その他 （傾聴など）	計
H28	303	2	3	50	358
H29	472	5	2	39	518

(参考) 相談件数の推移



